

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

野七里地域ケアプラザが担当する上郷東地区・上郷西地区の地域福祉保健計画が掲げるテーマ「上東の3つの愛・みんなで見守りあい、支えあい、安全・安心な地域のつながりあい」「思いやり、ぬくもり、そして活力あるまちへ」を実現するために下記3つの柱を一体的に実施していきます。

① 【介護予防・健康づくり】

- 地域ケアプラザでは、高齢者でも続けられる体操講座を定期開催し、いつでも気軽に参加できる様に広く広報をしていきます。
- 山坂が多い立地環境のため、ケアプラザのみならず町内会館・コミュニティハウスでも体操講座を継続的に実施し、姿勢改善・転倒予防の普及啓発に取り組みます。
- 「栄養」・「身体活動」・「社会参加」・「口腔機能」に総合的に取り組み、フレイル予防の普及啓発に積極的に取り組んでいきます。
- 介護予防講座等を開催する中で、地域の担い手の発掘や育成を行い継続的に介護予防に資する取り組みを支援していきます。

② 【生活支援・社会参加】

- 高齢化が進み、また坂が多い立地環境の為、外出・移動・買い物が生活の課題となっています。地域と一緒に始めた移動販売や乗り合いタクシーを継続させ、生活支援だけではなく交流の場への参加機会につながる支援を行っていきます。
- 地域活動やボランティア、趣味、スポーツなど様々な交流・居場所を地域に作ることで、高齢者の日常生活を活動的にし、社会参加へとつなげていきます。
- 新しい仕組みをゼロから作るだけでなく、もともとある社会資源を見直し、地域の課題に沿ったネットワークの構築を行い、団体間の橋渡しや課題の共有・解決の為の検討の場づくりをおこないます。

③ 【見守り体制づくり・ネットワーク強化】

- 総合相談業務を通して、民生委員・児童委員との連携を密に行っていきます。
- 各自治会町内会単位又は一人一人の民生委員と定期的な情報交換会や民児協への参加、地区別の勉強会を開催し連携を強化していきます。高齢者に限らず子どもや障がい者等の各地区の現状や支援についても、関係機関と定期的な連絡会等の場を設けることで、現状把握を行うとともに、担当地域のみならず、区域での課題に取り組める体制づくりをしていきます。

- 子ども・子育て支援に関しては、次世代育成の観点から子ども達が自分の住む街を好きになりいつまでもこの街で暮らしたいと思えるような取り組みを、ケアプラザの自主事業や関係機関との連携を通して行っています。地区全体で子ども達を見守り、必要な支援が必要な子ども達や子育て中の家庭に届けられる様あらゆる団体、ボランティア等と協働で行います。
- 障がい児者への取り組みとしては、栄区内の地域ケアプラザや障がい者支援事業所と共催で地域の理解を深めるための取り組みを実施していきます。自由に表現が出来る場づくりや障がいの有無に関係なく地域全体で一緒に一つの事に取り組むことが出来る場を設定し、共生社会につなげていきます。
- 医療機関や介護支援事業所、民生委員、自治会、住民等既存の見守り体制強化を目的として情報交換の場を設けるだけでなく、担当地区に勤務する様々な企業、団体等とも定期的な情報交換の場を設定し、見守りの裾野を広げる活動に取り組みながら、新たなネットワークを構築していきます。
- 担当地区の住民、企業・団体、学校へキャラバンメイトの皆様と協働し認知症普及啓発活動を進めることで、認知症の方が住み慣れた地域で1日でも長く生活し続けることができる地域となるよう取り組んでいます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

【地域ケアプラザ担当地域の状況と課題】

野七里地域ケアプラザの担当地域は、港南区、金沢区と隣接し瀬上市民の森や横浜自然観察の森などがある緑豊かな自然に囲まれた地域です。昔からの街と、昭和40年代から50年代にかけて開発された街が混在し、かつては子育て世代中心の街でしたが高齢化が進み、学校の統廃合などで、現在は小学校2校、中学校1校だけとなっています。

交通量が多く、慢性的な渋滞が続く環状4号線を挟んだ両側に位置し、丘陵地帯を開発したこともあり坂が多く、さらにバスの便数が減少した事に伴い高齢者の移動手段についての問題を抱えています。また、地域によっては若い世代の減少に伴い空き家が増加しており、かつての商店街もシャッターが下りたまの店が多く、スーパーへの道も上り下りで、高齢者にとってはなかなか簡単には出かける事が出来ない状況です。

【地域の魅力】

栄区の中でも、高齢化率の高い地域でありながら、要介護認定率が低い元気な高齢者が多い地域です。サロン活動も活発におこなわれており、各自治会・町会ごとに見守りも兼ねたサロンが定期的に開催されています。また、居住地に対する思いが強い方が多く、地域活動に関しても熱心に取り組まれています。豊かな自然にも恵まれ、コロナ禍前には、夏祭りやどんど焼きなど住民が集う場が多くありました。今後、横浜環状南線の開通なども予定されており、それに伴うバス路線の新設や変更の検討や、企業や大学、行政と共に持続可能な街づくりの検討など、より住みよい街づくりに関して地域住民が中心となって取り組んでいます。

【地域ケアプラザとしての取組み】

○移動や買物に関する課題に関しては、企業、町会・自治会等と連携して週1回移動販売を行い、買物だけでなく住民同士の交流や見守りの場ともなっています。移動販売になるべく参加をしながら住民との会話の中から情報を収集していくと共に、自治会・町会と連携し、配達等のボランティアの発掘にも力を入れていきます。

また、移動に関しては高齢化に伴いサロンに参加できなくなった方達や、通院等に関してタクシー会社と連携をとり、送迎に関する支援の具体的な内容の検討と周知を進めていきます。

○高齢化が進み、子育て世代が減少していく中で、課題となっている空き家に関しては、行政や連合町会、地区社協と連携をとりながらその活用方法だけでなく、街の魅力を発信できるような取り組みを考えていきます。

○地区別計画で掲げた取組内容が住民主体で行われるよう、区・区社協をはじめ専門機関や各種団体と協働で支援を行っていきます。高齢者だけでなく、支援を必要とする方が安心して暮らせる街づくりを地域の中のさまざまな社会資源を活用していきます。また、支援する・されるという関係だけでなく、全ての住民が「おたがいさま」の気持ちを持って暮らせる街づくりを目標に計画の推進に携わっていきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

○地福計画の推進にあたり、計画の周知と新たな活動者の発掘およびモチベーション維持のため行政・区社協・他地域ケアプラザと協働で支援を行います

○毎月1回、区・区社協とカンファレンスを行い地域状況について情報交換を行います。

○区社協・区内7館の地域ケアプラザと共に障がいのある方達が自由に表現できる場づくりを行い、地域の中で生き生きと生活できる共生社会をめざします。

○保健活動推進員や消費生活推進員など地域の団体と共催で、健康作りや詐欺などの講座を開催します。

○栄区生活支援センターと協働で偶数月に1回「こころの相談会」を、心の悩みのある方やそのご家族あるいは支援者の方達が気軽に來ることが出来る相談の場として開催します。

2. 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

社会福祉法人伸こう福祉会では、「全てのよきものを人生の先輩たちと後輩たちに捧ぐ」という理念の下、お客様に全てのよきものを捧げることで、其の方の人生がより良いものになるように働きます。伸こう福祉会が設立当初から大切にしてきた、このあり方「クロスハートベーシック」を実践しております。

① お客様から学ぶ

サービスに正解はありません。私達は謙虚になり其の時々の表情や言葉から今時分がしているサービスがお客様にとって良いものか同かを判断します。

- ② 今を大切に
来客を笑顔と明るい御挨拶をお迎えすること。お客様のお見送り等。
今を逃したら二度と来ない瞬間の対応を何よりも優先させます。
- ③ おもてなしのここ
お客様に対するおもてなしは、私達の仕事の一部。当たり前のことです。私達がおもてなしする相手は、一緒に働く仲間たち、施設を訪ねてくださった『御家族や来訪者など、私達のホームに足を運んでくださった全ての方々です。』
- ④ 福祉馬鹿にならない
福祉の世界では当たり前のことが、世間の非常識だったりします。私達は、福祉の業界ではなく一般社会で通用する仕事をします。
- ⑤ 背伸びをすれば背は伸びる
自分ではできないと思ったこと、とても受け入れることは難しいと思ったとき、あえてチャレンジしてみましょう。最初は拙くても、学ぶこと挑戦することを続けて入るうちに、気がつくことができるようになっていくものです。
- ⑥ 地域のお役に立つ
私達が、今日ここで仕事ができるのは全て地域の理解と協力によるものです。其のご恩に報いる為にも、地域のお役に立てる機会は決して逃しません。
- ⑦ ONE ファミリー
スタッフも其の家族も同じように私達にとって大切な存在です。私達仲間福祉会で働く全てのスタッフとその家族は、ONE ファミリーとして共に助け合います。

この基本理念は、少子高齢化の進展によりもたらされた希薄化した生活関係の社会状況下においても、地域社会をひとつの家族として捉え、地域を構成する住民一人ひとりが相互に触れ合い、共助しそして協働することにより、誰もが地域において健康で安心して生活を営む事が出来るまちづくりに寄与するものであり、地域福祉保健活動拠点としての地域ケアプラザにおいても、普遍的に通用するものと考えます。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

法人税等の滞納はございません。

毎月、経営会議・理事会を開催し、法人全体の方針を確定・確認し課題を洗い出しています。

重点方針に基づき、各エリアで予算や実行計画を作成しております。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

○職員体制は、下記【職員配置】で考えております。

【職員配置】

所長 1 名

地域活動交流事業（地域交流コーディネーター1名、サブコーディネーター4名）

地域包括支援センター（主任ケアマネジャー1名 保健師等1名 社会福祉士1名 介護事務1名）
生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター1名）
居宅介護支援事業所（介護支援専門員 常勤2名、非常勤1名）

- 勤務体制は日中の出勤職員を厚くし、柔軟できめの細かい対応が出来るように心がけて行きたいと思っています。
- 法人としても資格の取得を奨励しています。必要な有資格者については、ケアプラザ内部で積極的に資格取得を目指す職員も多く状況により内部での配置転換も可能な状況です。
また、欠員が生じた場合には、伸こう福祉会が栄区内外で培ってきた人的資源を最大限に活用し、地域ケアプラザの業務を速やかに遂行できる人員補充を行い円滑な事業推進に努めます。
- 年2回以上の面談を実施しています。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

- 地域ケアプラザの職員には、地域の様々なニーズを把握し、検討・分析の上、地域全体に新しい取り組みを展開していく役割があります。そのため、年間の人材育成・研修計画を立て、OJT (On the job training) の推進・充実を図り、各職種の業務連携や実践に繋がる研修を積極的に活用していきます。外部講師に依頼をしたり内部職員が自身の専門分野についてレクチャーし、職の相互理解を行います。
- 法人内では、社会福祉法人の職員として基礎的な能力を身につける研修や専門職に向けた研修を継続的に実施しております。
- 各職種向けの研修には、目的を持って積極的に参加し、専門職としてのスキルアップを図っていきます。研修終了後は、地域ケアプラザ職員会議等で研修内容を伝えることで、職員全体への成長へ繋げていきます。
- 個別支援と地域支援を一体的に行っていくために、随時5職種（地域包括支援センター3職種、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター）会議を実施し、意見交換、地域ケアプラザ職員としてのあり方、方向性・業務の視点などを学び合い、価値観・判断力の確立に繋がっていきます。
- 市で実施する業務別研修や区役所や社会福祉協議会で実施する研修、県等の他機関が開催する研修では、個人のスキルアップはもとより、市・区役所・社会福祉協議会・近隣地域ケアプラザ等との情報交換・地域課題共有・課題解決に向けた貴重な場として捉え、意識を持って参加していきます。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

【日常的環境整備について】

- 施設内の各部屋・エリアに「環境整備担当者」を配置し、担当者は午前・午後に清掃状況や施設・設備の不具合等について「環境整備チェックシート」に記載します。異常等が発見された場合は速やかに所長に報告するとともに、区役所等と密に連携し迅速に対応します。

- 日常清掃は毎朝出勤職員全員で行いますが、月1回外部委託業者による全館清掃を実施します。
- 感染症対策として、施設内に最新の感染症情報や手洗い方法等の掲示、手指消毒用アルコール・感染症対応キットの設置を行い衛生環境の整備を行います。

【建物の保守点検】

以下の設備については外部委託先による点検を年間計画の基、定期的を実施します。

異常事態や緊急事態が発生した場合は、施設利用者の安全を守るために区役所と密に連携し迅速に対応します。

- ・消防設備
- ・昇降機
- ・自動ドア
- ・空調
- ・電気設備
- ・害虫駆除や植栽等、必要に応じてメンテナンスを実施し清潔で居心地の良い施設づくりに努めます。

【安全確保、長寿命化の為に】

○職員に、環境整備時や掃除の際に修繕等が必要な場所が無いか常に呼びかけを行っていきます。

○LED 電球への交換等、節約を意識しながら少しずつ年間の指定管理料の範囲の中で可能な交換工事を計画し実施していきます。

○修繕の必要な所は、工事範囲が広がる前に早急に業者と相談をしながらコストを抑えた最善の方法で修繕を行っていきます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。

※急病時の対応など。

事件・事故発生時は、ケアプラザ全体で当事者意識を持ち施設の事故対応マニュアルおよび緊急対応マニュアルに基づきそれぞれの立場で迅速適切に対応できるよう、対応手順を職員に周知しています。

1. 防犯対策

○毎日午前午後の2回、担当職員による施設建物周辺や施設内の巡視を実施し、目視点検を行っております。夜間については、警備会社による機械警備を行うとともに、栄警察地域安全課へ協力を依頼し地域交番による巡回パトロールのルートに加えていただき、夜間の防犯対策を講じています。

○ファイルやパソコン等の貴重品は書庫内に設置している鍵付キャビネットに収納保管するとともに書庫にも施錠するなどし、防犯に努めています。また、職員については、ファイルやパソコンはもとより、個人情報にまつわる一切の情報を含め業務関係書類等の持ち出しを禁止し、盗難紛失による被害の予防に努めています。

○区役所等へ迅速に連絡できるように連絡先を地域ケアプラザ事務所に掲示します。

2. 事故防止対策

○日常業務の中で起こる事故未済の出来事について、「ヒヤリハット」の報告を義務付け、情報共有するとともに、その報告の中から課題の抽出・分析し改善策を講じ、事故予防を図ります。「ヒヤリハット」を職員に多く出してもらう為に、簡単に記入出来る書式を職員間で考え以前よりも沢山の気づきにより事故防止に役立てていきます。

※発生した事故・苦情の経緯や対応については運営協議会の席上で地域の関係者に報告いたします。

(3) 災害に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

- 福祉避難所の役割について、地域住民に対してサロンや地域防災拠点などで説明を行い、発災時の避難行動について正しい知識を持ってもらうよう啓発していきます。
- 職員の訓練に関しては野七里地域ケアプラザ独自のマニュアルを作成し、各職員に配布し日頃から読み込んでもらうようにします。
- 職員会議では、発災時の要援護者受入が円滑に行えるよう、避難所運営ゲーム HUG やクロスロードゲームで実践的な訓練を行っていきます。
- 福祉避難所開設訓練から抽出された様々な課題を職員間で検討・改善し、継続的な訓練を行うと同時に運営に関しても、避難者への対応方法や職員体制およびその配置など、より具体的な訓練を行っていきます。
- 備蓄品に関しては、計画的に適宜確認・補充を行います。
- 地域防災拠点運営委員会にケアプラザとして参加させて頂き、日頃から顔の見える関係づくりをおこない、要援護者の支援がスムーズに行える仕組み作りを行います。

イ 災害に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害に備えるための取組について、具体的に記載してください。

- 柴消防署の指導の下、令和3年に防災協定を締結している西ヶ谷団地、西ヶ谷ハイツは火災発生時等に連携し併設施設であるクロスハート野七里、柴と共に、住民の安全確保の為に協力します。
- 近隣自治会の防犯パトロール隊が定期的にケアプラザの安全確認に訪れてくれている関係から、避難訓練にも参加し平常時からの連携をとっています。
- 地域住民に防災に関する意識を持ってもらう為、あらゆる角度から防災について考える連続講座を開催していきます。
- 消防計画に基づき、日中訓練と夜間想定訓練を併設施設と合同で開催します。その中で、消防署職員による AED 等の救命救急の訓練も実施していきます。
- 発災時における利用者の安全確保のため、災害時簡易マニュアル、緊急避難案内図を各室に設置し、利用者に貸館利用時等に周知していきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

- 地域包括支援センターでは、利用者やその家族が主体的に介護保険サービス事業所を選択できるよう、ハートページ等の情報冊子を使い分かりやすい説明を行います。
相談者への情報提供の内容・方法を総合相談票や経過記録票に適切に記録することで公正・中立な対応ができる体制を整えていきます。
- 指定居宅介護支援事業所への業務委託については、公正中立性を確保するために毎月、給付管理業務時に委託状況の確認を行うとともに、利用者やその家族が適切に事業所を選定できるように情報提供を行います。
- 地域支援・活動においては、地域ケアプラザ利用団体の貸室利用状況に偏りが生じないように、地域活動交流コーディネーターを中心にサブコーディネーターが調整し、所長が決裁することを義務付けます。
- 年1回各部門から利用者アンケートを実施・分析し、振り返りシートを作成します。
結果・改善策については、実行責任者を決めて区役所へ報告のもと地域ケアプラザ情報ラウンジに掲示するとともに広報誌で周知します。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

- 利用者のニーズに応えるために、地域ケアプラザが関わる自主事業において、アンケート内容・項目を自主事業講師や担当職員間で検討・作成する事で、より正確で細やかな利用者のニーズの把握に努めます。アンケート結果から、新たな取り組みや自主事業の発展を検討するとともに、改善策については地域ケアプラザ職員会議等で共有し次の取り組みに活かしていきます。
- 年1回各部門から利用者アンケートを実施・分析し、振り返りシートを作成します。
結果・改善策については、実行責任者を決めて区役所へ報告のもと地域ケアプラザ情報ラウンジに掲示するとともに広報誌で周知します。
- 苦情の受付体制として、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員会を設置するとともに、「苦情受け付け体制」「苦情受付体制のフローチャート」「地域ケアプラザ以外の苦情受付窓口の案内」を地域ケアプラザ情報ラウンジに掲示します。
また、「ご意見箱」や法人の理事長へ直接申し立てできる「理事長への意見箱」を設置し、いつでも要望・苦情申し立てがしやすい環境を整備します。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

【個人情報保護、法人の運営状況等の公開について】

個人情報の適切な取り扱い等については、法人の定める「個人情報保護に対する基本方針」「個人情報取り扱いについて」及び横浜市個人情報保護に関する条例に則り、以下に示すとおり個人情報の保護に努めます。

(1) 個人情報の取得、管理、利用、開示、委託

①個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。

②個人情報の取得、利用、第三者提供にあたり必ず本人、または状況によりご家族の同意を得ることとします。

③当法人が委託する医療・介護関係事業者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法とガイドラインの主旨を理解し、それに沿った対応を行なう事業者を選定し、且つ秘密保持契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

(2) 個人情報の安全確保の措置

①当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に徹底させるために、個人情報保護に関する規定類を整備し、必要な教育を継続的に行います。

②個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、または毀損の予防及び是正のため、当法人内において規定を整備し安全対策に努めます。

(3) 個人情報の開示、訂正、更新、利用停止、削除等への対応

当法人は、本人もしくは後見人が自己の個人情報について、開示、訂正、更新、利用停止、削除等の申し出がある場合は、速やかに対応します。

(4) 苦情の処理

当法人は、個人情報取り扱いに関する苦情に対し、適切且つ迅速な処理に努めます。

○毎年、地域ケアプラザ全職員に個人情報保護に関する研修を実施し、研修報告書と誓約書の提出を義務付け法令遵守に努めます。

○地域ケアプラザ（指定管理業務）に関わる文書保存期間である5年間、その他、社会福祉法人会計基準等の基準に従い、文書、パソコンやUSBメモリ等の記録媒体についても鍵のかかる書棚等に適正に保管し、盗難・紛失防止、個人情報保護に努めます。

○地域ケアプラザの事業計画・事業報告については、年2回運営協議会にて報告します。

伸こう福祉会の運営・財務状況等は、ウェブサイトや毎年作成しているアニュアルレポートにて積極的に情報発信しています。

【人権尊重への取り組みについて】

○毎年、地域ケアプラザ全職員に人権を意識し業務に当たる事ができるよう人権に関する研修を実施し、研修報告書の提出を義務付けます。

○伸こう福祉会として、東日本大震災の被災によって、避難している方へ他者とのつながりや、生きがいをもって前向きに生活することに少しでも貢献していけるよう、復興庁が主管する被災者支援総合事業「心の復興事業」を受託・実施しております。

○伸こう福祉会として、働きにくさを抱えた方も含めた人材の雇用を推進しております。

働きにくさに応じて仕事内容や勤務時間を調整し、誰もが活躍できる社会を目指しています。

（※満70歳定年とし、健康状態等を考慮し希望する方は最長80歳まで継続雇用、

障がいを持つ方の雇用、外国籍の方の雇用、難民の方の雇用等）

○法人に関係する全ての利用者の人権を尊重し、侵害しないことを具体的な行動で示すことが出来るように「宣誓書」を作成しています。

野七里地域ケアプラザにおいては、情報ラウンジに掲示するとともに、毎月実施状況を確認していきます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

- 「ヨコハマ3R夢プラン」に基づき、ごみの分類表を掲示し地域ケアプラザ全職員に周知することで、ごみの少量化や資源化に取り組んでいきます。
- ごみの分別やリサイクルだけでなく、ごみそのものを減らすリデュース(発生抑制)の取組を推進することで、ごみ処理に伴う環境負荷の更なる低減を図っていきます。
- 地域ケアプラザ職員については、服装は夏季クールビズ・冬季ウォームビズを推奨し、外出時はできるだけ燃焼エネルギーを使用しない徒歩、自転車、公共交通機関を利用することで温暖化対策・CO2削減にも取り組んでいきます。
- こまめな消灯や事務機器未使用時の電源OFFの徹底等、節電に対する取り組みも継続実施していきます。
- 横浜市中企業振興基本条例の趣旨に則り、地域のまちづくりや災害時の助け合い、地域経済が活性化していくよう、地域ケアプラザ各種点検・清掃業務等の発注や物品等の調達については、市内中小企業者に積極的に依頼・委託していきます。
- 子育て中の職員を支援できるよう一部の介護・保育施設内に職員向け「事業所内保育所」を設置しています。事業所内保育所を用意することで産後のスタッフも安心して職場に復帰でき、子どもが比較的小さなうちから育児と仕事の両立を図ることが出来るよう法人全体でより良い対策を考えていきます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

- 貸室予約が取れなかった団体に対しては、別の曜日や時間帯、人数に合わせた部屋を案内し活動場所の確保を支援していきます。
- 月に複数回、定期的に利用する団体が増えるように、ホームページや館内に空き室状況を掲示し、自由予約の際や急な貸室利用の際にご覧頂けるよう随時更新していきます。
- 館内を常に清潔に保つため、職員が開館前の清掃と同時に破損箇所のチェック等を行い早期の修繕につなげていきます。また、開館時も定期的にチェックを行い来館された方が、気持ちよく利用できるよう心掛けていきます。毎年行われる利用者アンケートでは、「施設の快適性」という項目でほぼ全員の方に「快適」との回答をいただいています。
- 自主事業については、高齢者・子ども・障がい者等の課題解決にも広く繋がっていくように事業の目的を明確にし、参加者に伝えていきます。また、自主事業後に参加者の自主的な活動に繋がるよう支援を継続的に行い、施設の稼働率向上も同時に図っていきます。
- 偶数月に発行される広報誌「ほっこりだより」をはじめ、ホームページやブログ・ツイッターおよび、広報よこはま栄区版を利用し、自主事業やボランティア活動についてケアプラザ

各部門からの情報だけでなく、地域の情報を定期的・継続的に発信していきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

- 地域の身近な相談者として高齢者、子ども、障がい児・者、生活困窮等の対象を問わず、本人または家族などの相談を受けとめ、適切な支援もしくは関係機関等につなぎます
- 総合相談窓口として対象者を問わず広く地域住民に周知していきます。
- 地域で開催されるサロンや会議、自治会のイベント等に積極的に参加し、ケアプラザおよび活動団体の周知行い、抽出されたニーズや課題はケアプラザ全体で共有していきます。
- 高齢者に関する相談については地域包括支援センター3 職種を中心に医療・介護事業所と適切に連携し、支援につなげます。
- 子ども、障がいのある方達の困り事がケアプラザで把握され、困り事を抱えている全ての人の相談の場がケアプラザである事を周知し各機関との連携で課題を解決する体制を構築します。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

- 月1回の職員会議には職員全員が出席し、地域課題や個別課題についての情報共有を行い、それぞれの立場から課題解決策を検討していきます。
- 個別課題に関しては、包括支援センター3 職種を中心に公的制度に留まらず様々なサービスや支援を活用し、地域で安心して過ごせるよう実践していきます。
- 地域支援に於いては、地域活動・生活支援両コーディネーターを中心に、地域の様々な会議やサロンに出席し必要な情報を提供するとともに、地域での困り事などの課題に関する情報収集を行います。
- 自主事業に関しては、地域のニーズを反映させたものを展開し、事業ごとにアンケートを取る事により、より地域の声を取入れた企画が出来るように努めます。
- より広い地域や世代への周知や啓発が行えるよう、近隣の地区センターやコミュニティハウスと共催で介護予防や健康作り、次世代育成等、地域のニーズにあった事業を実施します。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- 地域福祉に関する団体や機関が、地域課題や地域の魅力について情報提供・共有し、お互いの活動や事業を理解する事で、共通の目標設定や課題解決に向けた取り組みを協働で実践していく事ができると考えます。
- 同時に、ネットワークが構築されることにより、高齢者・子ども・障がい児者等支援を必要とする方達に対する見守りも強化され、より質の高い支援が行えます。

- 地域ケアプラザとしては、住民主体の地域づくりを積極的に支援するため、5 職種の連絡会や、区内関係機関との定例会、区役所とのカンファレンスや地区支援チーム会議などを通し、情報共有を行い必要な場合は担当地区だけでなく、他地域ケアプラザと連携して区全体で取組めます。
- 担当地域の民生委員児童委員と地域ごとの情報交換会や定例会への出席などで、連携を密にして支援が必要な方の把握に努めます。
- 学校、近隣企業などとも連携をとり、次世代育成や見守りなどについて様々な立場からの意見を地域の会議に反映させネットワークの拡大を図ります。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- 区の福祉保健計画・区政運営方針に基づき、連合・地区社協および地区別計画の推進母体と共に、住民主体の地域づくりを支援していきます。
- 地福計画推進母体の事務局員として、計画の策定および推進の為、区・区社協と協働で支援を行い、地域住民が必要とする情報を迅速かつ正確に届けていきます。
- 地福計画推進や地域のまちづくりなどに関して、区役所を中心とした地区支援チームやその他連絡会等で得た有益な情報を地域に届けるだけでなく、必要であれば区の専門職に直接話が聴ける場を設定していきます。
- 地域包括支援センター職員と区担当ケースワーカー・保健師と個別ケース検討、地域課題の検討を目的としたカンファレンスを定期的を開催していきます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

- 地区別計画の事務局として、住民主体で計画策定や推進が行われるよう区および区社協の担当職員と協働で支援していきます。その為に必要な情報を積極的に収集し、地域に反映できるよう努めます。
- 地域の会議の内容については、ケアプラザ 5 職種で情報を共有しそれぞれの立場から課題解決のための方法を提案していきます。
- 計画に関わる方だけでなく広く地域住民に地福計画や活動内容が周知される場を、地区社協や連合、計画の推進母体と連携をとり、区・区社協と協働で支援していきます。（令和 4 年より上郷東地区では、地域住民が楽しく計画および福祉を知る機会として「ふくしほけんまつり」を実施。継続的に開催されるよう支援を行っていきます）

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

○区計画および地区別計画に沿って近隣の地区センターやコミュニティハウス、保育園、学校等と共催で自主事業を企画・実施していきます。事業実施後は、自主的な活動団体として発展するよう後方支援をし、地域住民が福祉を意識しながら活動できる場の設定を行います。

＜健康・生きがい作り＞

- ・いつまでも元気で暮らせるよう、健康作りや介護予防を目的とした事業を継続的に開催して行きます。ケアプラザ各部門との連携や、地区センター、コミュニティハウスと連携で若い世代から高齢者まで、気軽に参加できる事業を企画します。
- ・地域の方を講師に趣味の講座を開催し、生きがい作りや地域での活動のきっかけ作りを行います。事業終了後は自主的な活動につなげ、ボランティアとして地域で活動する事で、新たな生きがい生まれるよう支援していきます。

＜子育て支援＞

- ・高齢者の多い地域で子育てに奮闘する保護者の情報交換の場として、子ども達は幼稚園・保育園に行く前に社会性を身につける場として地域のボランティアと共に事業を開催していきます。四季折々の日本独自の風習を取入れ、親子で楽しみながらくつろげる場となるよう心掛けています。

＜次世代育成＞

- ・小学生に向けて福祉教育として地域のキャラバンメイトと共に、認知症サポーター養成講座を毎年開催します。高齢者が多い地域で認知症についての理解を深め、認知症に限らず支援が必要な人に対する対応方法を学び、見守りの目が広がる事を目的とします。
- ・子ども達が自分達の興味を広げられるよう、職業体験や実験など体験型の事業を開催していきます。事業を通して、子ども達が自分達の将来についても考えるきっかけとなるように取り組んでいきたいと思ひます。

＜障がい者支援＞

- ・障がいのある方達が、地域の中で自由に表現し、発信出来る場を設定していきます。支えられる立場ではなく、様々な能力が発揮されてお互いに刺激し合い活性化される地域になるよう努めていきます。
- ・「大きくなるにつれて、地域との関わりが少なくなる」という声を受けて、幼少期から地域と顔の見える関係作りができるような取り組みを、地区社協や関係機関と連携を取って行っています。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

○福祉保健活動の場として、利用団体向け説明会や空室状況の掲示など、利用者が利用しやすい

環境づくりに努めます。また、利用団体の福祉保健活動の場を積極的に提供していきます。

○ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ(ayamu)で、地域住民が利用団体の活動状況を手軽に検索でき、活動に参加できるよう周知をおこないます。また、内容を適宜更新し正確な情報が届くよう心掛けていきます。

○広報誌「ほっこりだより」やホームページにおいて、貸室利用団体の紹介を行い地域ケアプラザでの活動内容を紹介していき、新たな団体の活動拠点となるよう働きかけていきます。また、福祉保健活動を希望する地域住民が希望の活動に参加できるよう、引き続き貸室利用団体と協力体制を築いていきます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

○区社会福祉協議会ボランティアセンター等関係機関とも連携し、ボランティア活動をする方や団体のニーズに合わせた場の提供に努めます。

○ボランティア活動を継続して行えるよう、活動の場の開拓やボランティアのスキルアップ講座を開催していきます。

○よこはまシニアボランティアポイント登録会を開催し、ボランティア活動を始めるきっかけづくりを行います。

○地域活動交流・生活支援両コーディネーターの共催で、既存のボランティアの活動支援、や若い世代の担い手の発掘・育成を目的とした講座を開催します。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

○地域の会議やサロンへの参加を通して情報収集に努め、地域住民との関係を構築し、地域特性やニーズ、課題等の把握に努めていきます。

○自主事業毎に参加者へのアンケートや年1回実施する利用者アンケートから、ニーズを把握しそれに沿った自主事業の開催や、地域支援を行っていきます。

○広報誌はじめ、SNSを利用したツールでケアプラザの事業や利用団体の紹介を行い、福祉保健活動の情報提供をおこなっていきます。また、SNS等の情報に関しては、常に最新の情報が提供できるよう努めます。

○区役所や社会福祉協議会等で行われる会議や研修会に参加し、地域支援の事例や最新情報の収集に努めます。担当地域で活かせることができる情報に関しては、会議の場等で情報共有をおこないます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- サロンなどの活動団体の見学に行った際に、高齢者から普段の生活の様子やニーズについて話を伺うことでどんなニーズがあるか把握していきます。
- 包括(区)カンファレンス・地域ケア会議・地区連合定例会・地区社協定例会・地区民生委員・児童委員協議会・ケアプラザ内5職種会議などに出席して、ニーズの実態を把握・分析します。
- 住民と話し合いを通じて、住民の意向・地域ニーズ・課題等を把握します。
- 包括やケアマネジャーと連携して、総合相談やケアプラン作成時に既存のサービスでは対応できなかったようなニーズを聞き取り、分析を行います。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

- 地域の商店やスーパーマーケット・コンビニエンスストア等を訪問し、地域活動やサービス内容等のヒアリングを行なっていきます。
- 移動販売に足を運び、運営側のニーズや課題などのヒアリングを実施します。
- 民間企業との情報交換会を行うことで地域資源について把握・共有を行います。
- 地域ケアプラザの貸館利用団体の活動内容について把握し、地域の高齢者の生きがいづくりにつなげていきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

- 地域アセスメントに基づき、解決すべき課題や地域の範囲について検討・想定します。
- 支援主体となっている（またはなり得る）住民・団体等を想定・検討します。
- 課題共有の手段として、会合への出席や代表者との話し合い等で関係者・団体等からの意見聴取を行います。
- 主催者となるだるう施設・団体の職員間で協議体を開催する必要性のある課題を共有し、論点を整理します。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

- ケアプラザの広報誌、掲示板、ホームページ、ツイッター等を活用し様々な情報を発信していきます。
- パンフレット作成の支援、ケアマネジャーへ地域情報の提供を行います。
- ケアプラザ自主事業等とおし、地域にかかわるきっかけを作る、ケアプラザに登録しているボランティアを地域活動につなげる、など担い手の発掘・育成を行います。
- 生活圏域でのさまざまな団体の発掘と交流・検討の場づくりを行います。
- 体操や認知症に関する講師派遣、活動者向けの研修会の実施、サロン等のプログラム内容の検

討など、専門的なサポートを行います。

○空き家、空き店舗、個人宅の一室、福祉施設の一角、企業の会議室、飲食店の定休日、寺社等を利用して新たな交流の場づくりを調整します。さらに、社会福祉法人や民間企業の地域貢献とも結びつけていきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

○地域住民が住み慣れた地域で安心して生活出来るように、身近な相談窓口として「断らない相談」を実践していきます。

○来所、電話、訪問等あらゆる相談方法で地域の方の相談を受けます。

○坂道が多く、高齢化率も高いため来所での相談が難しい方が多い地域であるため、包括職員がご自宅まで訪問して機動力ある相談援助に努めていきます。

○個別相談から集約した地域課題は、職種に関わらず職員全員共有し関係機関や地域住民と一緒に解決に向けて取り組んでいきます。

○ケースの進捗・他専門職との連携・支援などを検討するカンファレンスを適宜開催していきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

○若年性認知症の人とその家族への支援について、市域・区域での情報共有を行っていきながら、支援体制の構築に努めていきます。

○認知症の方とその家族への支援として、介護者のつどいを継続的に開催致します。

また、家族支援の一環として認知症カフェを地域のキャラバンメイトの皆様と協働し展開し、継続的な支援を行っていきます。

○地域のキャラバンメイトと協働して、小学生向けや企業、自治会町内会向けに認知症サポーター養成講座を開催していきます。

○定期開催としているキャラバンメイトとの連絡会を通じて、地域のキャラバンメイトの皆様と協力、連携のとれる機会としていきながら、次世代のキャラバンメイト育成の場としても活用していきます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

○高齢者虐待の防止や早期発見に向けた支援、成年後見制度の利用促進、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを行っていきます。

- 高齢者虐待の早期発見・未然防止をはかるため、関係機関と密の連携をとります。
- 介護事業所や地域の団体等に対して虐待発見のポイントや連携通報の仕方などの研修会を開催します。
- 成年後見制度の利用促進、啓発の為、地域の行政書士や司法書士、弁護士等の専門職と密に連携し、講座や相談会等を実施します。
- 消費者被害等の未然防止のために普及啓発を消費生活センターや警察等各機関と連携していきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- 担当エリアの民生委員と地域ケアプラザ 5 職種との情報交換会を定期的に行なっています。その中で把握できる個別課題や地域課題に対して、民生委員やケアマネジャー、各関係機関と一緒に解決に向けて取り組んでいます。又、情報交換会等から得た内容を踏まえ、民生委員活動に直結する研修会や講座を企画、運営しています。
- 民生委員や地域のサロン団体、ケアマネジャー、介護サービス事業所等と合同の勉強会を開催し、担当エリアの地域課題の共有や、顔の見える関係作りの他にも新たな取り組みについて検討しています。
- 個別支援において、ケアマネジャーが地域サロン等インフォーマルサービスを積極的に利用者に説明し、地域と繋げていけるよう後方支援しています。
- 栄区内の地域ケアプラザと共催で、新人ケアマネジャーに対する勉強会を継続的に開催しています。
- 担当エリア内の薬剤師と定期的に交流会を実施していきながら、薬局とケアプラザ職員、近隣ケアマネジャー、介護事業所とが連携がとれる機会を作っています。
- 見守りの裾野を広げるためにも専門職や民生委員、自治会等だけでなく、エリア内で活動している様々な住民・企業・店舗・団体等とも交流する機会を作ることで、顔の見える関係となるようにしています。

■在宅医療・介護連携推進事業

医療・介護事業所との連携・協働の体制づくりや、個々のケアマネジャーに対する支援等を行っていきます。

今後、医療的ニーズの高い在宅療養者の増加が見込まれる中、医療と介護が連携し、適正なサービスが提供されるよう、関係職種との連携支援及びケアマネジメントの支援に努めていきます。

- 在宅医療連携拠点と協力し、支援者向け、地域住民向けの医療講座を定期的に行なっています。その中で、在宅医療や看取り、ACP 等に係わる住民理解を促進していきます。
- 担当協力医と協力し、地域の個別支援のみならず、地域課題の解決が行えるよう連携していきます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

- 2025 年も間近となり、地域包括ケアシステム構築に向け、個別支援ニーズを多職種・各関係機関と検討し、地域課題を抽出・共有していくことが重要と考えています。また、個別ケースの検討を積み重ね地域課題の解決に向けたネットワークを構築し、新たな活動に繋げていけるようケア会議を活用していきます。
- 高齢化率の高い栄区においても上郷西地区・東地区は高齢化率が非常に高い地域であることから、一人暮らしや高齢夫婦世帯も今後更に増加してくることが予測され、認知症の方の地域ぐるみでの見守りや、身体状況の変化や立地条件からくる移動困難な方の地域で孤立等の課題がみられてきています。
- 関わりを拒否している方や高齢の親と障がいのある子の世帯への支援に対する課題も多くなってきました。
- これらの課題に対して、地域ケア会議を積み重ね地域課題を整理していく事で、単一町内会等で「安心して暮らしていくために、地域の中で何が出来るか」を検討し、地域住民と一緒に具体的な取り組みに繋げていきます。
- 区レベルケア会議において区域での年間テーマとしてあがった課題についても、個別レベル、包括レベルケア会議を通じて検討、検証していく場として活用していきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について
事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

- 高齢者自身が地域で自立した日常生活を送れるよう、地域包括支援センター職員によって実施していきます。
- 「利用者自身が地域で役割をもった活動を継続すること」が介護予防につながるという視点を大切に支援していきます。
- 介護予防等に関する研修や制度改正に伴う説明会に積極的に参加し、利用者にとって最も良い支援が出来るよう指定居宅介護支援事業所と共有し連携を密に行っていきます。
- 指定居宅介護支援事業所への業務委託については、公正中立性を確保するために毎月、給付管理業務時に委託状況の確認を行うとともに、利用者やその家族が適切に事業所を選定できるように情報提供を行います。
- 委託事業所との連携を深めることや、支援状況を共に把握するためにも、担当学会へは積極的に参加し、委託事業所とともに継続した支援が行えるように取り組んでいきます。
- 近隣地域ケアプラザ、区役所、社会福祉協議会、地域のサロン団体等とも密に連携し、利用者の生活圏域の地域資源を活用した支援を積極的に行います。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

○平坦では無い地域ではあるが、今の生活を続けたいと多くの人達が希望している事に重点を置き、介護予防事業を展開していきます。

○ケアプラザだけではなく、地区センターやサロン・シニアクラブ等とも連携して会場を点在させ、少しでも多くの人達に参加してもらえる様にこれからも考えていきます。

○介護予防は継続していく事が重要と考えており、エリア内で行っている転倒予防講座をこれからも続けて行きます。更に、出前講座で多くの人達に知ってもらえる様に進めていきます。

○コロナ下においてフレイルが大きな問題になっています。どうすればフレイルから抜け出せるか、ならないで済むかを市や区の方針に沿って、地域発信していきます。

○フレイルによる閉じこもり状態もあり、今後介護保険申請が増える事が予想されますが、少しでも早期に対応が出来る様に、地域の民生委員やサロン・シニア会の代表者等と連携を密にしていきます。

○医療講座は地域のニーズを踏まえ、又新しい情報なども伝えられるような内容で継続していきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

地域包括ケア実現に向けて、医療や介護が必要になっても地域で安心した生活が送れるよう在宅生活を支える関係機関等との連携を強化していきます。

○介護事業所、ケアプラザ協力医や在宅医療相談室、近隣薬局、医療機関、地域のボランティア団体や活動者等と各団体の役割が相互に理解できる情報交換・懇談会を定期的に行っています。

○ボランティア団体やサロン関係者が活発な活動が継続できるように意見交換や情報共有が行える場を提供するとともに、介護事業所や各関係機関とも交流が図れる場づくりを実施していきます。

○地域で活動している店舗、企業、団体等も、地域包括ケアシステム構築に欠かせない社会資源であることを意識し、交流会等を企画しながらネットワークづくりを行っていきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

○要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して自立した日常生活が送れますよう、利用者の意思を尊重し支援を行っていきます。

○地域の社会資源を把握し、利用者の状態に応じて必要なサービスを提案し、利用者が選択できる

ように支援していきます。

- 利用者にとってより良いサービス提供ができるよう、地域包括支援センター、保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等と連携・協働を密に行っていきます。
- 利用者の心身の状態に変化があった際には、地域ケアプラザ内の指定介護予防支援事業と連携し、切れ目のない支援が継続して行えるようにしていきます。
- 介護予防に関する研修や制度改正に伴う説明会等に積極的に参加し、職員の資質の向上ができるようにしていきます。
- 担当している利用者の生活ニーズを地域ケアプラザ内会議で発信していく事で、その地域の現状や必要な資源について、ケアプラザ職員と検討していきます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特徴を踏まえて記載してください。

- 今後、多様化する地域ニーズに効果的・効率的に応えていくために必要な費用を適切に配分していきます。
- 公費である指定管理料は、地域ケアプラザの設置目的である「市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する」ことが実践されることに使用できるもので、様々な事業を通じて地域に還元されるよう計画し実行していきます。
- 施設管理・修繕について、基本協定書に基づき併設施設と連携し一体的に整備・管理を実施していきます。共有部分については予め決められた経費負担割合に則り適正に計上致します。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

- 地域ケアプラザの年間事業計画に基づき、自主事業を遂行するとともに、新たに出てくるニーズに対して地域と一緒に事業を実施していきます。事業後の振り返りを行い改善策を検討することで、必要な費用を適正に使用していきます。
- 施設・設備管理、保守点検等については、併設施設と連携し一体的に整備・管理を実施していくとともに、予め決められた経費負担割合に則り適正に計上致します。
- 竣工から10年以上が経過していることから経年劣化に伴う修繕についても、点検業者とともに異常を早期発見・対応することで大きな修繕にならないよう努めていきます。
- 毎日職員が実施する環境整備により施設・建物設備を良好に保っていきます。
- 水光熱費については、不要箇所の電気、空調等こまめに消し節約に努めます。
- 手洗い場やトイレの水洗についても、自動水洗機能付きの機器を使用し節水に努めます。
- 備品については、横浜市物品規則に則り、物品管理簿で適正に管理するとともに、事務消耗品についても丁寧な取扱いと無駄のない利用・使用に努めます。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

【地域活動交流事業】

令和元年度 登録ボランティア数

団体登録 33 団体(活動回数 45 回)

個人登録 89 名 (活動回数 299 名)

貸室利用団体登録数 112 団体 (延べ利用件数 2,513 件)

令和2年度 登録ボランティア数

団体登録 33 団体(活動回数 1 回)

個人登録 94 名 (活動回数 188 回)

貸室利用団体登録数 115 団体 (延べ利用件数 1,510 件)

令和3年度 登録ボランティア数

団体登録 34 団体(活動回数 0 回))

個人登録 95 名 (活動回数 256 回)

貸室利用団体登録数 115 団体 (延べ利用件数 1,894 件)

○令和2年から始まった、新型コロナウイルス感染拡大により、ボランティア活動および貸室利用に大きな影響が出ました。特に令和2年はケアプラザ始まって以来3か月に及ぶ閉館となり、地域とどう関わっていくか、情報の発信や収集をどうすればよいのか試行錯誤の時期でした。

○出来る時に出来る方法でやるという思いと、ケアプラザでの感染は避けたいとの思いが錯綜し今から考えると慎重になりすぎていた部分もあったかと思いますが、開館後多くの制約がある中でもケアプラザに来館、利用して下さった地域の方達にさまざまな面からご協力いただく事ができました。

○ボランティアに関しては、「こういう異常事態だからこそ何か地域に出来る事はないか」と活動を希望される方が来館され、ボランティア登録をして下さいました。活動の場の提供がなかなかむずかしい時期ではありましたが、ケアプラザでの自主事業や地域の行事での活動につなげました。栄区社協ボランティアセンターからの依頼を受け、地域のフリースクールに通う生徒たちの活動の場として、栄区社会福祉協議会・上郷東地区社会福祉協議会と協働で地域の夏祭りへの参加や共同募金の際のボランティア活動に繋げる事ができ、高齢化率の高い地域で多世代交流の機会を設ける事ができました。

○第4期地区別地域福祉保健計画策定に際しては、区・区社協と連携をとりながら、住民主体で地域課題を抽出し、その解決策を検討し計画の立案に至るよう支援を行いました。また、計画の推進に関しても分科会の活動および幹事会への支援を協働でおこなっています。

○災害時の福祉避難所に関して、地域住民に正しい知識を持ってもらう為、地域の防災拠点やサロンに於いて、福祉避難所の役割について説明を行ってきました。また、発災時の避難経路についても説明を行っています。また、地区別計画推進母体の災害に関する分科会に於いては、要援護者について各自治会・町会によって取組に温度差がある中、地区全体で考え、取り組んでいく仕組み作りを検討していきます。

- 障がい児・者への取組みに関しては、区内 7 館の地域ケアプラザと連携をとり、区全体で何が出るかを検討してきました。その結果、まずは地域の方達への周知の意味をこめて自由に表現できる場を作る事になり、令和 3 年度より、区内個別学級および特別支援学校の児童・生徒さん達の作品展を開催しています。区内の様々な機関と連携していき、少しずつ周知され始めています。
- 子育て支援事業に関しては、毎週金曜日未就園児とその保護者を対象とした交流の居場所を開催しています。コロナ禍に於いても緊急事態宣言時以外は感染予防に気を付け、人数制限と時間短縮で開催しています。

【地域包括支援センター】

令和元年度 相談件数 1504 件 (内 訪問 564 件)
 令和 2 年度 相談件数 1269 件 (内 訪問 636 件)
 令和 3 年度 相談件数 1376 件 (内 訪問 524 件)

- 令和元年からの新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、感染予防に注意しながら相談を受けてきました。
- 相談件数はこの 3 年間は、年平均 1200 件以上受けており 5 年前の相談件数より倍増しており地域の高齢化率の高まりによって来所での相談が減る一方で訪問での相談ニーズが急激に増加しており、5 年前の 3 倍近くの訪問相談をしています。
- 区域でのケア会議において「見守り」について令和元年度より検討してきたことを受け、個別レベル、包括レベル両ケア会議においても「見守り」を中心テーマに掲げ検討し、課題の共有・解決に向け、地域住民や企業、団体等と取り組みを行っていきました。特に、区と区社協、ケアプラザで作成した「高齢者ご近所見守りチェックリスト」を使用し、近隣住民同士の緩やかな見守りや情報アンカーとしての地域包括支援センターの役割について、継続的な検討を行っていきました。
- 令和元年以降、新型コロナウイルスに伴う、緊急事態宣言の発出等により特異な期間となりました。会議やサロン活動等が開催されないことで、民生委員や地域住民、支援事業所との関わりが取りにくい時期もありましたが、ケアプラザの活動を止めることなく、工夫しながら地域住民、介護事業所、民生委員との関わりを継続していくよう務めていきました。特に ICT の活用による事業の展開等、既存の交流方法以外で地域に情報発信することが可能となり、結果的には情報発信の方法に幅を持たせることができることとなっていたことは、コロナ禍での活動のひとつの成果であるとも考えております。

【生活支援体制整備事業】

- 平成 28 年から生活支援体制整備事業が開始され、主に担当エリアにおけるニーズの把握に努めてきました。地域包括支援センターや地域活動交流コーディネーターと連携しケアプラザとして包括的に情報の収集・提供をおこなっています。
- 地域福祉保健計画の運営推進母体との連携により、事務局として分科会の活動や幹事会への支援を協働でおこなっています。
- 令和元年 9 月から立地的・身体的要因等により日常の買い物に不便を感じている地域住民の方へ

の支援の一つとして移動販売が始まりました。定期的に地域へ販売車(者)が訪れるため、見守りや新たなコミュニティの場として期待でき、区・区社協・地域包括支援センターと連携しより強固な見守りに繋がりました。コロナ禍での開催となりましたが、自治会や民児協など地域住民がボランティアとして参加し、消毒や来場者の誘導など率先してご協力いただいています。

- ケアプラザを拠点とした、地域の高齢者や体の不自由な方の為の困りごと支援ボランティア、外出付き添い・買い物代行ボランティア団体の支援をおこなってきました。コロナ禍でも依頼が変わらず年間100件以上の活動がありました。ケアプラザで毎月定例会を開催し、活動報告や訪問先での問題点など情報共有し、ボランティアへのサポートもおこなってきました。

【居宅介護支援事業】

- 精神疾患や障がいの課題を抱えている高齢者世帯等、地域ぐるみで支援が必要なケースについて、地域包括支援センター、区役所等と連携し課題解決に向けて取り組んできました。
- 地域の行事や地域サロン等にも地域ケアプラザの職員として参加し、特にインフォーマルサービスの把握に努め、利用者支援に繋がっています。

【介護予防支援事業所】

- 地域の介護保険事業者や地域団体等関係者との連絡調整や、民生委員や地域ボランティアと日常的な連携や定期的な情報交換会を行い、利用者が地域で安心して生活していけるよう努めています。
- サービス担当者会議や適時カンファレンスの開催支援や指導・管理を行い、地域において指定居宅介護支援事業所が適切な介護予防支援の提供ができるよう努めています。

(2) 職員配置状況について

前期の指定期間における職員配置の実績を記載してください。

<記載場所>

- 所長1名
- 地域包括支援センター：看護師1名、主任ケアマネジャー1名、社会福祉士1名
- 地域活動交流事業：地域交流コーディネーター1名、サブコーディネーター3名
- 生活支援体制整備事業：生活支援コーディネーター1名
- 居宅介護支援事業所：ケアマネジャー常勤2名、非常勤2名

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市野七里地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	所長 地域活動交流コーディネーター サブコーディネーター4名 (内訳：常勤1名、非常勤3名)	14,700,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	所長： 地域活動交流コーディネーター サブコーディネーター4名 (内訳：常勤1名、非常勤3名)	410,000
事業費 (税込)	講師謝金、材料費、事業保険料等	1,000,000
事務費 (税込)	施設賠償責任保険加入、消耗品、通信運搬費等	1,400,000
管理費 (税込)	・光熱水費 1,500,000 ・施設維持管理費 (各種保守点検費) 1,600,000	3,100,000
指定額	小破修繕費 474,000 運営協議会 42,000	516,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△
施設使用料相当額		
合 計		21,126,000

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.1875 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 2	内訳：生活支援コーディネーター 1名	
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳：生活支援コーディネーター 1名	
事業費 (税込)	講師謝金、材料費、事業保険料等	
事務費 (税込)	施設賠償責任保険加入、消耗品、通信運搬費等	
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△
合 計		5,875,000

※ 2：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 3	所長 主任ケアマネジャー 保健師等 社会福祉士 包括事務	20,450,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	所長 主任ケアマネジャー 保健師等 社会福祉士 包括事務	375,000
事業費 (税込)	講師謝金、材料費、事業保険料等	800,000
事務費 (税込)	施設賠償責任保険加入、消耗品、通信運搬費等	2,000,000

管理費（税込）	・ 光熱水費 550,000 ・ 施設維持管理費（各種保守点検費） 650,000	1,200,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△
合 計		25,581,000

※ 3 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.5625 人)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

○ (4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費（税込）	講師謝金、事業保険料、会場費等	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目			6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	21,126,000	21,126,000	21,126,000	21,126,000	21,126,000
		生活支援体制 整備事業(b)	5,875,000	5,875,000	5,875,000	5,875,000	5,875,000
		地域包括支援 センター運営(c)	25,581,000	25,581,000	25,581,000	25,581,000	25,581,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)	52,736,000	52,736,000	52,736,000	52,736,000	52,736,000
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護予 防支援事業	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
		居宅介護支援 事業	8,500,000	8,500,000	8,500,000	8,500,000	8,500,000
		通所系サービス 事業					
	その他収入		400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
	収入合計 (A)		63,636,000	63,636,000	63,636,000	63,636,000	63,636,000
内 訳	人件費		41,285,000	41,285,000	41,285,000	41,285,000	41,285,000
	事業費		2,254,000	2,254,000	2,254,000	2,254,000	2,254,000
	事務費		3,625,000	3,625,000	3,625,000	3,625,000	3,625,000
	管理費		4,300,000	4,300,000	4,300,000	4,300,000	4,300,000
	消費税等		0	0	0	0	0
	その他		1,272,000	1,272,000	1,272,000	1,272,000	1,272,000
支出合計 (B)		52,736,000	52,736,000	52,736,000	52,736,000	52,736,000	
収支 (A－B)		10,900,000	10,900,000	10,900,000	10,900,000	10,900,000	

団体の概要

(令和 5 年 2 月 / 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん しんこうふくしかい) 社会福祉法人 伸こう福祉会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒247-0014 神奈川県横浜市栄区公田町 1020 番 5 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します)			
設立年月日	平成 11 年 3 月			
沿革	平成 6 年 社会福祉法人 伸こう福祉会設立準備室 設置 平成 11 年 社会福祉法人 伸こう福祉会 設立			
事業内容等	社会福祉事業			
財務状況	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	総収入	6,245,694 千円	6,851,911 千円	6,739,006 千円
	総支出	6,354,054 千円	6,509,978 千円	6,700,221 千円
	当期収支差額	108,360 千円	341,932 千円	38,785 千円
	次期繰越収支差額	1,275,930 千円	1,617,863 千円	1,656,649 千円
連絡担当者	【所 属】 横浜市野七里地域ケアプラザ 【氏 名】 【電 話】 【FAX】 TEL 045-890-5331 FAX 045-890-5332 【E-mail】			
特記事項				

沿革 | 社会福祉法人 伸こう福祉会

 shinkoufukushikai.com/history

1976 年	無認可保育園キディーセンター（神奈川県藤沢市）開園
1986 年	最初のお年寄りの家 「グラニー鎌倉」開設 伸こう会株式会社（伸こう福祉会の前身）設立
1994 年	社会福祉法人 伸こう福祉会設立準備室 設置
1999 年	社会福祉法人 伸こう福祉会 設立 グループホーム「クロスハート中・横浜」開設（定員9名）
2000 年	特別養護老人ホーム「クロスハート栄・横浜」開設（定員112名） 同 ショートステイ 事業開始（定員16名） 同 デイサービス 事業開始（定員40名）
2003 年	グループホーム「クロスハート田谷・栄」開設（定員27名）
2004 年	グループホーム「クロスハート金沢・横浜」開設（定員27名） 同 デイサービス 事業開始（定員33名）
2005 年	居宅介護支援事業「クロスハートケアセンター」事業開始 グループホーム「クロスハート宮前・川崎」開設（定員18名） グループホーム「クロスハート二階堂・鎌倉」開設（定員15名） グループホーム「クロスハート港南・横浜」開設（定員18名） 訪問介護「クロスハート・ヘルパーステーション栄・横浜」事業開始 有料老人ホーム「クロスハート湘南台・藤沢」開設（定員60名） グループホーム「クロスハート本鵜沼・藤沢」開設（定員18名） 同 デイサービス 事業開始（定員30名）
2006 年	横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ 地域交流事業受託 同 地域包括支援センター事業受託 同 予防介護支援事業 事業開始 同 居宅介護援助事業 事業開始 同 デイサービス 事業開始（定員39名）
2007 年	藤沢市認可保育園「キディ鵜沼・藤沢」開設（定員118名）

2008 年	川崎市かわさき保育室（現川崎認定保育園）「キディニ子・川崎」開設（定員30名） 横浜市子育て支援拠点「子育てキディ・洋光台」事業開始 高齢・保育全ての事業所でISO9001取得
2009 年	横浜市野七里地域ケアプラザ 地域交流事業受託 同 地域包括支援センター事業受託 同 予防介護支援事業 事業開始 同 居住介護支援事業 事業開始特別養護老人ホーム「クロスハート野七里・栄」開設（定員26名） 同 ショートステイ 事業開始（定員8名）
2010 年	グループホーム「クロスハート南・横浜」開設（定員18名）グループホーム「クロスハート円行・藤沢」開設（定員18名） 川崎市認可保育園「キディ百合丘・川崎」開設（定員70名） 有料老人ホーム「クロスハート石名坂・藤沢」開設（定員70名） 同 ショートステイ 事業開始（定員11名）
2011 年	藤沢市認可保育園「キディ湘南C-X」開設（定員200名）藤沢市認可保育園「キディ鵜沼・藤沢 分園」開設（定員24名）
2012 年	グループホーム「クロスハート十二所・鎌倉」開設（定員18名） 同 デイサービス 事業開始（定員10名） 同 小規模多機能型居宅介護 事業開始（定員25名）グループホーム「クロスハート鶴見・横浜」開設（定員18名） 同 小規模多機能型居宅介護 事業開始（定員25名）
2013 年	川崎市認可保育園「キディ古市場保育園」開設（定員130名） 横浜市認可保育園「キディ石川町・横浜」開設（定員60名） 特別養護老人ホーム「クロスハート幸・川崎」開設（定員140名） 同 小規模多機能型居宅介護 事業開始（定員25名） 同 施設内保育所 事業開始 複合型サービス「クロスハート港南・横浜」開設（定員25名） 在宅支援「訪問看護クロスハート港南・横浜」開設
2015 年	有料老人ホーム「クロスハート湘南台二番館」開設（定員80名） 同 デイサービス事業開始（定員30名） 同 ショートステイ事業開始（定員10名） 認可保育園「キディ鈴木町・川崎」開設（定員90名）
2016 年	認可保育園「キディ元住吉・川崎」開設 同 障がい者グループホーム「クロスハートハイツ東蒔田」開設
2017 年	障がい者グループホーム「クロスハート南太田」開設 同 就労継続支援B型・就労移行支援「クロスハートワーク戸塚」開設

2018	障がい者グループホーム「クロスハートハイツ矢部」開設
年	同 障がい者グループホーム「クロスハートハイツ上倉田」開設

2019	認可保育園「キディ大倉山・横浜」開設
年	

2020	障がい者グループホーム「クロスハートハイツ戸塚南」開設
年	

Copyright © 社会福祉法人 伸こう福祉会 All Rights Reserved.